

## 平成30年度私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道内に私立高等学校（全日制に限る。）、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校高等課程（以下「私立高等学校等」という。）を設置している学校法人（私立学校法（昭和24年法律270号）第3条及び第64条第4項に規定する法人をいう。以下「学校法人」という。）が行う私立高等学校等の授業料軽減事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図り、もって私立高等学校等の教育の振興に資することを目的とする。

(補助金の交付の対象事業及び補助事業対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、学校法人が次の各号のいずれかに該当する当該私立高等学校等の生徒に対し、授業料（学則により毎月又は毎年納付すべきこととされている実験実習料、施設拡充費その他施設設備の拡充・維持のための納付金を含む。以下同じ。）の軽減を行う事業で、補助金の交付の対象となる者は当該事業を行う学校法人とする。

(1) 第一種

生徒の保護者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額とを合算した額が課されていないこと（当該保護者と同様の収入状況にあると認められる保護者を含む。）。

(2) 第二種

生徒の保護者が、地方税法の規定による道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額とを合算した額が85,500円未満であること（当該保護者と同様の収入状況にあると認められる保護者を含む。ただし、前号に掲げる者を除く。）。

(補助事業の実施期間)

第4条 学校法人は、補助事業の対象となることができる事由が年度の途中で発生又は消滅したときは、次の各号の定めるところにより認定しなければならない。

(1) 年度途中において、授業料を軽減すべき事由が生じたときは、その事実が発生した日の属する月から開始する。

(2) 年度途中において、授業料を軽減すべき事由が消滅したときは、その事実が消滅した日の属する月までとする。

(学校法人の徴する書類)

第5条 学校法人は、第3条の生徒の認定に当たっては、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が確認できる書類により審査しなければならない。

2 次に掲げる事由が存する場合は、前項の規定にかかわらず、申請時の収入状況及びその事由の内容を示す書類により、審査しなければならない。

(1) 生徒の保護者が、地震、水害、台風及び冷害等の災害を受けたとき。

(2) 生徒の保護者が死亡し又は心身に著しい障害が生じたとき。

(3) 生徒の保護者が失職したとき。

(4) 生徒の保護者が扶養する者の中に長期の療養を要する者がいるとき。

(5) 前各号に準ずる特別な事情があると特に認められるとき。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、学校法人が生徒に対し、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号)に基づいて支給される高等学校等就学支援金を差し引いた授業料の軽減を行った場合に次の各号に定める額の範囲内において、当該軽減をした額とする。

(1) 第一種の生徒一人当たり月額

6,500円

ただし、第5条第2項各号に該当し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年4月1日政令第112号)第4条第2項第3号に規定する高等学校等就学支援金が支給されていない期間は、生徒一人当たり月額を7,000円とする。

(2) 第二種の生徒一人当たり月額

7,000円

(授業料軽減に関する規程)

第7条 補助事業を行う学校法人は、授業料軽減事業に関する規程を制定しなければならない。

(補助金の交付申請等)

第8条 学校法人は、補助金の交付を受けようとするときは、「北海道補助金等交付規則」(昭和47年4月1日規則第30号)第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、別に定める日までに補助金等交付申請書(総務第1号様式(平成25年度北海道告示第10329-8号で定める告示様式。以下総務部様式について同じ。))に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(総務第2号様式)

(2) 補助金等交付申請額算出調書(総務第6号様式)

(3) 経費の配分調書(総務第7号様式)

(4) 事業予算書(総務第8号様式)

(5) 資金収支計画書(総務第19号様式)

2 学校法人は、補助金の交付決定後において補助事業の内容について変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(総務第9号様式)に前項の各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 学校法人は、補助事業が完了したときは、速かに補助事業等実績報告書(総務第16号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(総務第2号様式)

(2) 補助金等精算書(総務第17号様式)

(3) 事業精算書(総務第18号様式)

4 補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書を提出する際には、併せて、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 別記第1号様式(付表を含む。)

(2) 別記第2号様式

(交付の条件)

第9条 補助事業対象者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件を付するものとする。

附 則

(経過措置)

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号)附則第2条第2項に該当する生徒は、第3条第1項第2号及び第6条の規定については、「平成25年度私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱」の規定を適用するものとする。

附 則

(専修学校高等課程)

専修学校高等課程については、平成27年4月1日以降に当該学校の第1学年に入学する者から適用する。